

## 登録美術品制度について

文化庁  
美術学芸課

### 登録美術品制度とは

#### (背景)

- 我が国における近年の美術・芸術分野への関心の高まりを受け、美術館の数が増加し、美術館を訪れる人も多くなっている。
- しかしながら、我が国の美術館のコレクションは必ずしも十分とは言えず、公開されないまま存在（私的所有）する美術品も多いことが指摘されている。



- 個人・企業が所有する優れた美術品を文化庁長官が登録し、美術館において公開することにより、国民が優れた美術品を鑑賞する機会を拡大することを目的とする「**美術品の美術館における公開の促進に関する法律**」が平成10年に成立。

## 登録美術品制度のスキーム

相続税の物納  
の特例

国民による優れた美術品の鑑賞機会の拡大

国税局・税務署

國 民

美術品の物納  
→  
美術品の  
移管換

美術品所有者

美術品の引き渡し  
←→  
登録美術品公開契約

美術品の  
積極的公開

登録申請

登録通知

報告・  
届出義務

契約美術館

指導  
・助言

文化庁

美術品の  
無償貸与

## 登録美術品の公開までのフロー図

① 美術品の所有者が文化庁に登録を申請

② 文化庁による審査

(美術品に関し広くかつ高い見識を有する者の意見を参考に、  
文化庁長官が登録の可否を決定)

③ 登録の可否を申請者（美術品所有者）に通知

④ （登録の場合、）所有者と美術館の間で「登録美術品公開契約」を締結

(登録通知を受けた日から3ヶ月以内)

⑤ 登録美術品の公開

(国民の美術品を鑑賞する機会の拡大)

## 美術品の所有者のメリット ①

### (1) 美術品を「美術品のプロ」である美術館に任せられるので、手元に置くより安心できる。

- 「登録美術品制度」を活用することにより、登録美術品の所有者は、当該美術品を専門家である美術館に預け、安全・適切な保管・管理を受けることができる。この場合、所有権は移転しない。

### (2) 美術品の積極的な公開が図られる。

- 登録美術品制度により契約の相手方となった美術館は、登録美術品を積極的に公開する義務がある。従って、展示のプロでもある美術館によって、美術品の効果的な活用が図られることが期待できる。

## 美術品の所有者のメリット ②

### (3) 相続税の物納に関する特例措置がある。

- 美術品所有者が個人の場合、相続税を登録美術品で物納することが容易となる（登録美術品について、相続開始時に文化庁長官の登録を受けていることが前提）。
- 一般に、相続税を金銭で納付することが困難な場合、金銭以外の相続財産で納付（物納）することができるとされているが、その際の物納の優先順位は、① 国債・地方債又は 不動産・船舶、② 社債・株式、③ 動産、となっている。
- 美術品は動産であり第3順位となっているが、登録美術品制度を活用した場合、相続の際ににおける物納の優先順位が国債、不動産等と同位（第1順位）となることから、上記美術品所有者の相続人は登録美術品で物納しやすくなる。

## 契約美術館のメリット

### (1) 美術品の計画的・安定的な公開が可能となる。

- 通常の寄託契約とは異なり、登録美術品制度による契約は美術品を5年以上公開することとなっており、当事者が一方的に解約の申し入れをすることもできない。
- 契約美術館は契約期間中、登録美術品を所蔵品と同様の観点により、安定的・計画的な公開・活用を進めていくことができる。

### (2) 登録美術品が物納された後も継続して公開できる。

- 登録美術品が物納されても、国は当該登録美術品を契約美術館に優先的・継続的に無償貸与する予定。従って、契約美術館は継続的に登録美術品を公開・活用できる。

## 登録美術品の登録状況



登録番号1  
作品名：菊花文飾壺  
制作者：二代北岳、横山彌  
左衛門孝純  
公開館：東京国立近代美術館（工芸館）

平成22年3月現在の延べ登録件数は、

**28件 362点**



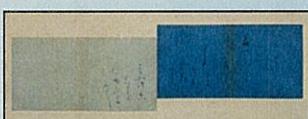
登録番号9  
作品名：ルエルの眺め  
制作者：クロード・モネ  
公開館：埼玉県立近代美術館



登録番号16  
作品名：清宵  
制作者：米原雲海  
公開館：島根県立美術館



登録番号20【重文】  
作品名：准胝仏母像  
公開館：東京国立博物館



登録番号23【重文】  
作品名：絹色紙(よしのかは)  
公開館：東京国立博物館



登録番号28  
作品名：前熊コレクション能  
楽資料(能面74面、装束  
146点、楽器6点、譜本  
100冊)  
公開館：京都国立博物館